

## 産業廃棄物である小型充電式電池の取扱いについて

### 1 従前の取扱い

- 本県では現在、産業廃棄物である充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池及びニッケル水素電池）の品目について、大型（車載用、定置用等）、小型（小型家電用等）を問わず以下のとおり取り扱っている。
  - (1) リチウムイオン電池  
汚泥、廃プラスチック類、金属くず及び特別管理産業廃棄物の引火性廃油
  - (2) ニカド電池及びニッケル水素電池  
汚泥、廃プラスチック類、金属くず及び特別管理産業廃棄物の腐食性廃アルカリ

### 2 品目の変更について

- 本通知日以降、産業廃棄物である充電式電池のうち、小型充電式電池（資源有効利用促進法施行令で定める密閉型蓄電池）のリチウムイオン電池、ニカド電池及びニッケル水素電池の品目を「汚泥、廃プラスチック類、金属くず」に変更する。
- なお、車載用・定置用等の大型の蓄電池については、電池内部に封入されている電解液の絶対量が多く、小型充電式電池よりも発火等の事故発生リスクが大きいと考えられることから、従前のおり特別管理産業廃棄物を含むものとして取り扱う。

### 3 取扱い時の注意事項

- 小型充電式電池のうち、特にリチウムイオン電池は強い衝撃が加わると発煙・発火のおそれがあり、破碎・圧縮等の廃棄物処理工程に混入すると大変危険であるため、取り扱う際には以下のとおり注意する必要がある。
  - (1) 排出事業者
    - ・他の廃棄物と混ぜずに分別して排出すること。
    - ・電池の端子部分をビニールテープ等で覆う等、絶縁措置を施すこと。
    - ・水にぬれない場所で保管すること。
    - ・製品から電池を取り外せない場合は、無理に外さずに製品のまま排出すること。
    - ・処理する際は、産業廃棄物広域認定を受けている（一社）JBRCに回収を依頼する、または、処理が可能な産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託すること。
  - (2) 処理業者
    - ・他の廃棄物と混ぜずに分別して運搬・保管・処分すること。
    - ・液漏れ防止や発火防止に必要な措置を講ずること。  
(絶縁措置を施す、金属容器に収納して運搬・保管する 等)
    - ・パッカー車への投入、重機による作業、破碎処理・圧縮処理等の電池に強い衝撃が加わる行為は行わないこと。

#### 4 既存の産業廃棄物処理業者に係る取扱い

##### (1) 収集運搬業者

- ・既存の産業廃棄物収運業（汚泥、廃プラ、金属くず）※の許可業者（3（2）のとおり適切に取り扱うことができる車両・容器を有する者に限る。）は、小型充電式電池の収集運搬が可能となる。
- ・ただし、小型充電式電池の積替え保管を行う場合、他の廃棄物と区分して保管する必要があるため、原則、変更手続（変更届又は変更許可申請）が必要となる。

##### (2) 処分業者

- ・既存の産業廃棄物処分業者のうち、同一中間処理施設で汚泥、廃プラ、金属くず※の許可を有する者（3（2）のとおり適切に取り扱うことができる保管施設・設備を有する者に限る。）は、小型充電式電池の中間処理が可能となる。
- ・小型充電式電池を直接埋立処分することは認められない。

※ 「〇〇に限る」という限定付きの許可は含まない。